

令和8年度

農作業労務標準賃金について

令和8年度の農作業労務標準賃金を決めましたのでお知らせします。

この単価はあくまで標準額です。参考としてご使用ください。

10a未満の未整備地、不整形地、倒伏田では1割程度の割増、大型圃場では1割程度の割引減額など、その他のことについては当事者間の協議で決定してください。

区分	種別	単位	単価(円)	備考
耕起	トラクター	10a当たり	6,400	
代かき	トラクター	10a当たり	8,000	荒代から植代までの作業
畔塗り	機械	1m当たり	44	
溝切り	動力	1m当たり	11	
田植	機械植	10a当たり	7,200	
	稚苗	1箱	820	
	側条施肥田植	10a当たり	8,000	肥料代は別
稲刈	コンバイン	10a当たり	20,200	
	乾燥調製	1俵60kg	1,900	
	精米	1俵60kg	840	
その他 作業	田作業	1人1日当たり	8,400	
	畑作業	1人1日当たり	8,400	
花卉球根 作業	※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 1,050円 (令和7年10月2日から適用)			

※なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和8年3月

五泉市農業委員会

